

目黒区工事施工体制点検要領

制定 平成18年3月30日付け目総契第1173号決定
改正 平成28年3月2日付け目総契第7885号決定
改正 平成29年4月1日付け目総契第2390号決定

(目的)

第1条 本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)に基づき、目黒区が発注する建設工事の施工状況及び施工体制等の把握に関し、点検事項を定め、適切な時期に点検を行うことにより、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

(適用対象)

第2条 点検事項のうち、主任技術者及び監理技術者の専任に関する点検は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当する工事(請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上のもの。)について行う。

また、施工体制台帳等に関する点検は、適正化法第15条の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項に該当する下請契約を締結する工事について行う。

ただし、契約課長又は当該工事の主管課の長(以下「工事主管課長」という。)が必要と認めた場合は、上記以外の工事であっても点検対象工事とすることができる。

(施工体制の点検)

第3条 施工体制の点検は、当該工事を担当する監督員が行う。

(点検事項)

第4条 工事現場の適正な施工体制の確保のため、次に掲げる事項について点検を行う。

- 一 工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認
- 二 工事施工中における監理技術者の専任配置の状況
- 三 施工体制台帳及び施工体系図に基づく現場の施工体制の把握
- 四 登録内容確認書の確認
- 五 工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示及び建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認
- 六 その他適正化法及び適正化指針の規定により、発注者が把握することとされている事項

(点検事項の項目及び実施時期)

第5条 点検事項の項目及び点検の実施時期は、施工体制点検表(別記様式。以下「点検表」という。)によるものとする。

(点検内容の報告)

- 第6条 監督員は、点検の内容を点検表により、工事主管課長に報告するものとする。
- 2 工事主管課長は、契約課長から点検内容の報告を求められた場合は、点検表を提出しなければならない。

(是正措置)

- 第7条 監督員は、第4条に規定する点検を行った結果、点検内容に疑義があると認められる場合には、工事主管課長に疑義の内容を報告するとともに、当該工事の請負者（以下「請負者」という。）から事情を聴取するものとする。
- 2 事情を聴取した結果、その事実が認められた場合、工事主管課長は請負者に対し速やかに是正の指導を口頭により行うとともに、速やかに契約課長へ報告するものとする。
 - 3 請負者が前項の規定に基づく指導に従わない場合又は速やかな是正が見込めない場合、工事主管課長は請負者に対し文書により通知を行い是正の指導をするものとする。

(建設業法違反に係る事実の対応)

- 第8条 工事主管課長は、請負者が前条第3項による指導に従わない場合は、契約課長へ速やかに報告を行う。

(工事成績評定への反映)

- 第9条 監督員は、第4条に基づく点検を行った結果、適正な施工体制の確保に関し不適切な事項がみられた場合は、その内容及び改善状況等に応じて工事成績評定に反映するものとする。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る工事現場の点検について適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約に係る工事現場の点検について適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の新適応対象は、平成29年6月1日以後に締結する契約に係る工事現場の点検について適用する。

別記様式（第5条関係）

工事主管課			
課長	文書取扱主任	係（所）長	担当監督員

施工体制点検表

工事番号	課工事第 号
------	--------

所属名	監督員氏名		
工事名			
工事場所			
工期			工事種別
請負業者名	建設業許可番号	国土交通大臣許可（般・特）第 号 東京都知事許可（般・特）第 号	
請負金額	下請率	%	

1 契約後のチェック

点検項目	確認内容	適切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
①配置予定技術者の確認 （コリンズ等で確認）	ア 他の工事と重複していないか		/	
	イ 資格要件に疑義がないか （所属，資格，有効期限，その他）		/	
	ウ 直接的恒常的な雇用が確認できるか		/	

2 工事着手までのチェック（内容の変更等があった場合は、再度確認を行う）

点検項目	確認内容	適切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
①必要提出書類	ア 現場代理人等通知書		/	
	イ 下請負（委任）通知書		/	
	ウ 登録内容確認書（写）		/	
②請負者への通知	ア 監督員通知書	—	/	—

3 請負金額が3,500万円（建築一式工事は、7,000万円）以上で4に該当しない場合（主任技術者の専任が必要な場合）

点検項目	確認内容	適切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
①主任技術者の専任 ヒアリング等により実施	ア 現場に常駐しており、他の工事と重複していないか。兼務の場合は、申請手続きが完了しているか		/	
	イ 資格要件等に疑義はないか		/	
	ウ 配置予定技術者と同一か		/	

4 下請契約の請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）
 以上の場合（監理技術者の専任が必要な場合）

点検項目	確認内容	適切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
①監理技術者の 専任 現場での確認	ア 現場に常駐しているか		/	
	イ 他の工事と重複していないか		/	
	ウ 監理技術者資格者証を携帯しているか		/	
	エ 会社名、工種区分、有効期限は適正か		/	
	オ 裏書の有無及び変更事項は適正か		/	裏書（有・無）
	カ 配置予定技術者と同一か		/	
	キ 施工体制台帳・体系図との整合はとれているか		/	

5 下請契約を締結するすべての場合（施工体制台帳等に関する点検）

点検項目	確認内容	適切○ 不適切×	確認日	所見（指摘事項等）
①施工体制 施工体制台帳、 施工体系図による 下請の状況等 事前及び現場 での確認	ア 施工体制台帳が提出され、必要事項が記載されているか		/	
	イ 提出された施工体制台帳に、必要書類が添付されているか		/	
	ウ 下請負人通知との整合はとれているか		/	
	エ 一次下請（1社）の下請金額が非常に大きい（50%以上）か		/	
	オ 施工体制台帳等の記載内容と元請負人の施工内容に相違がないか		/	
	カ 下請負人の施工状況・内容及び下請負契約書に相違がないか		/	
②標識等の確認 現場での確認	ア 施工体制台帳が工事現場に備え置かれているか		/	
	イ 施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているか		/	
	ウ 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか		/	
	エ 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか		/	
	オ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しているか		/	
	カ 労災保険に関する標識を掲示しているか		/	